

## 泉佐野市後援等名義使用承認取扱要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、国、地方公共団体その他の団体等（以下「団体」という。）が行う事業について、後援、共催、協賛又は推薦（以下「後援等」という。）の名義使用を承認する場合の基準及び手続等について必要な事項を定めるものとする。

### (名義の種類及び範囲)

第2条 使用する名義の種類及びその内容は、次のとおりとする。

- (1) 後援 事業の趣旨に賛同し、当該事業の実施について支援することをいう。
- (2) 共催 団体と市がともに事業計画段階から主体となって共同で事業を行うことをいう。
- (3) 協賛 事業の趣旨に賛同し、開催に当たって名義の使用をもって支援することをいう。
- (4) 推薦 出版物等の作品について、教育的又は文化的価値を認め推薦することをいう。

2 使用できる名義は、「泉佐野市」とする。

### (対象事業)

第3条 後援等名義を使用することができる事業は、市民の教育、芸術、文化、スポーツ、産業、福祉等の向上に寄与するもので公益性のあるものとする。

### (承認基準)

第4条 後援等名義を使用することができる事業は、次の各号のいずれかに該当する主催者が行うものでなければならない。

- (1) 国（独立行政法人等を含む。）、地方公共団体又はこれらの機関
- (2) 学校等の教育機関又はこれら教育機関の連合体
- (3) 公益法人又はこれに準ずる団体等
- (4) 新聞社等の報道機関又は学術研究機関
- (5) 前各号に定めるもののほか、市長が適当と認めたもの

2 後援等名義を使用する事業は、その内容が次に掲げる要件を満たす事業でなければならない。

- (1) 事業の目的及び内容並びに主催者が明確なもの

(2) 広く市民を対象とするもの

(3) 前2号に定めるもののほか、市長が適当と認めたもの

3 前2項に定めるもののほか次の各号のいずれかに該当する事業は、後援等の承認を受けることができない。

(1) 特定の思想、宗教又は結社を支持又は支援する事業と認められるもの

(2) 営利又は商業宣伝を主目的とする事業と認められるもの

(3) 集団的若しくは常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織と関係があるもの又はそのおそれがあると認められるもの

(4) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあると認められるもの

(5) 市外で実施されるもの。ただし、過去に後援等名義の承認決定を受けたもの又は市長が適当と認めたものは、この限りでない。

(6) その他後援等を行うことが不適当と認められるもの

(申請)

第5条 市の後援等を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、事業開始の1月前までに後援等名義使用申請書（様式第1号）に次に定める書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長が特別の事由があると認めたときは、この限りでない。

(1) 事業等計画書

(2) 事業収支予算書

(3) 団体の規約、会則その他これらに類するもの

(4) 団体の活動実績を明らかにする書類

(5) その他市長が必要と認める書類

(承認の決定等)

第6条 前条の申請があったときは、第4条の承認基準に基づき申請を審査し、承認するときは後援等名義使用承認決定通知書（様式第2号）により、承認しないときは後援等名義使用不承認決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

2 前項の承認には、必要に応じて条件を付することができる。

3 承認に関する事務の主管課は、当該事業に係る事務を分掌している課又は当該団体に最も関係の深い主管課とする。なお、2以上の課に関連する事業は、その最も関係の深い課とする。

(事業計画の変更等)

第7条 後援等名義を使用する事業の主催者は、事業計画の変更が生じた場合は、直ちにその旨を後援等名義使用事業計画変更届(様式第4号)に変更後の関係書類を添付して市長に提出しなければならない。

2 主催者は、当該事業実施の際印刷物等を作成したときは、速やかに市長に提出しなければならない。

(実績報告書の提出)

第8条 後援等名義を使用する事業が終了したときは、主催者は、事業終了後1月以内に市長に後援等名義使用事業実績報告書(様式第5号)を提出しなければならない。

2 前項の報告書を提出するときは、事業収支報告書、開催要領、当日プログラムその他市長が必要と認める資料を添付しなければならない。

(承認の取消し)

第9条 市長は、後援等を承認した事業が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、後援等名義使用取消通知書(様式第6号)により通知し、その承認を取り消すことができる。

(1) 第4条に定める承認基準に違反して事業を行い、又は行うおそれがあるとき。

(2) 第5条の申請書の記載事項に虚偽が判明したとき。

(3) 第6条第2項の条件に違反したとき。

2 事業実施後に承認の基準に反していたことが認められた場合は、当該団体に対する後援を行わないものとする。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

この要綱は、平成29年2月23日から施行する。